

日本セキュリティ・マネジメント学会 研究部会規程

JSSM-2-100 2005.5.12 制定

第1条（目的）

本規程は、日本セキュリティ・マネジメント学会の研究部会について、その構成、役割等必要な事項を定める。

第2条（研究部会の構成）

研究部会は、本学会定款および常任理事会・理事会規程で定められた機関であり、委員は常任理事、理事から構成される。

- 2．研究部会委員は、本人の希望、推薦等を勘案し、常任理事会が決定する。
- 3．研究部会委員の就任は、本学会会長が本人に委嘱するとともに、本学会HP等で公表する。
- 4．研究部会長は、研究部会委員の中から常任理事会が決定する。
- 5．研究部会長を含め研究部会委員の任期は1年とするが、再任を妨げない。

第3条（研究部会の役割）

研究部会は、本学会の研究活動の支援を行うことを目的としており、研究会に係わる諸事項を担当する。

- 2．研究部会は、研究会の新設、名称変更、終了等に係わる文書を受け取り、内容を確認した後、常任理事会へ報告し、審議を受ける。
- 3．研究部会は、研究会の作成した年間計画をもとに、研究部会としての計画を作成し、総務部会、編集部会、事務局へ提出する。
- 4．研究部会は、研究会の作成した年間活動記録を束ね、研究部会記録を作成し、常任理事会へ提出する。
- 5．研究部会を代表して、研究部会長、研究副部会長は、別に定める表彰委員会の委員を務める。
- 6．研究部会は、理事会、総会において、研究会の活動状況について報告する。但し、研究会主査がこの報告をおこなうことができる。また、報告事項が無い場合は省略できる。
- 7．研究部会委員は、研究会活性化等に係わる研究活動の支援を行うため、常日頃から研鑽し改善に向けた活動、提言に心がける。

第4条（運営）

研究部会の運営に係る経費等の業務は、研究部会に委ねる。

- 2．研究部会運営に係る経費について、必要に応じ、学会に請求できる。
- 3．研究部会の運営は、日常メール会議を原則とし、必要に応じ、オフラインの会議を開催する。
- 4．研究部会は、原則として委員の発議で開催する。

第5条（本規程の改廃）

本規程の改廃は、研究部会委員の発議により、研究部会で審議し、常任理事会で決

定する。

附則

この規程は平成 17 年 6 月 18 日から施行する。

(以 上)